

介護保険サービス事業者の指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービスの質を担保するため、介護保険サービス事業者が指定基準等を遵守し、適切なサービス提供を行うことができるかを定期的に確認する指定の更新制が導入された。

一定期間（6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなる。ただし、医療機関のみなし指定については、更新手続きは不要です。

1 指定の有効期間

(1) 原則 6年間

(2) 経過措置

平成12年4月1日～平成13年3月31日の指定 有効期間 8年間

平成12年4月1日以前に指定を受けた場合は、平成12年4月1日に指定を受けたものとみなす

平成13年4月1日～平成14年3月31日の指定 有効期間 7年間

2 提出書類

- (1) 指定更新申請書
- (2) 勤務形態表
- (3) 資格者証
- (4) 直近の決算期における貸借対照表
- (5) 誓約書
- (6) 役員名簿（管理者を含む）

3 休止事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできない。

ただし、有効期間満了日前までに、休止理由等を解消した上で再開届を提出すれば、更新は受けられる。

4 指定更新申請書提出後の変更、休止、廃止について

(1) 申請書提出後に変更が生じた場合

更新申請後から指定の有効期間満了日までの間に変更届事項が生じた場合は、変更届を提出すること。更新申請書の差し替えは行わない

(2) 申請書提出後に事業所を休止又は廃止する場合

休止又は廃止の事業所については、指定の更新を受けることはできないので、休止届又は廃止届と併せて指定更新申請の取下げ書を提出すること。

ただし、休止については、有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で再開届を提出すれば、更新は受けられる。

5 有効期間満了日までに更新決定されない場合の措置

更新申請した場合において、指定の有効期間満了日までに更新決定がされないときは、指定の有効期間満了後もその更新決定がされるまでは、従前の指定が有効とされる。

その後、更新決定がされたときは、新しい指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。

平成19年度中に更新時期を迎える場合

1 更新対象の指定日

平成11年度以前に指定を受けたもの、また平成12年4月1日、平成13年4月1日及び平成14年4月1日に指定を受けたもの。

上記の有効期限満了日は、全て平成20年3月31日

2 更新対象の事業所及び受付期間

事務の分散化を図るため、サービス種類別に受付期間を分ける。

| 対象サービス（事業所数） | 更新申請受付期間 |
|--------------------------------------------------------|----------------|
| 訪問サービス (137) 通所サービス (105) 計 242 | 9月1日 ~ 10月31日 |
| 短期入所サービス (45) 特定施設入居者生活介護 (1) 施設サービス (101) 計 147 | 10月1日 ~ 11月30日 |
| 福祉用具貸与 (38) 居宅介護支援 (157) 計 195 | 11月1日 ~ 12月31日 |

合計 584

平成20年度以降に更新時期を迎える場合

1 更新対象事業所

| 更新申請時期 | 対 象 事業所数 | 更新対象の指定日 |
|--------|-------------|---------------------------------------------------------------------|
| H20年度 | 185 | 平成12年4月2日～平成13年3月31日 平成13年4月2日～平成14年3月31日 平成14年4月2日～平成15年4月1日 |
| H21年度 | 56 | 平成15年4月2日～平成16年4月1日 |
| H22年度 | 134 | 平成16年4月2日～平成17年4月1日 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |

2 更新申請書受付期間

指定の有効期間満了日の3ヵ月前から1ヵ月前まで

介護サービス事業者の指定更新受付期間（その１）

| 更新受付 年 度 | 更新対象の指定日 | 更新対象 事業所数 | 更新対象サービス（事業所数） | 更新申請書受付期間 |
|-------------|-------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------|
| H 1 9 年 度 | H 1 1 年度全て | 4 7 4 | 訪問サービス（ 1 3 7 ） 通所サービス（ 1 0 5 ） | 9 月 1 日 ～ 1 0 月 3 1 日 |
| | H 1 2 年 4 月 1 日 | 1 0 1 | | |
| | H 1 3 年 4 月 1 日 | 7 | 短期入所サービス（ 4 5 ） 特定施設入居者生活介護（ 1 ） 施設サービス（ 1 0 1 ） | |
| | H 1 4 年 4 月 1 日 | 2 | | |
| | 計 | 5 8 4 | 福祉用具貸与（ 3 8 ） 居宅介護支援（ 1 5 7 ） | |
| H 2 0 年 度 | H 1 2 年 4 月 2 日 ～ H 1 3 年 3 月 3 1 日 | 5 3 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |
| | H 1 3 年 4 月 2 日 ～ H 1 4 年 3 月 3 1 日 | 6 0 | | |
| | H 1 4 年 4 月 2 日 ～ H 1 5 年 4 月 1 日 | 7 2 | | |
| | 計 | 1 8 5 | | |
| H 2 1 年 度 | H 1 5 年 4 月 2 日 ～ H 1 6 年 4 月 1 日 | 5 6 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |
| H 2 2 年 度 | H 1 6 年 4 月 2 日 ～ H 1 7 年 4 月 1 日 | 1 3 4 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |
| H 2 3 年 度 | H 1 7 年 4 月 2 日 ～ H 1 8 年 4 月 1 日 | 8 7 5 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |
| H 2 4 年 度 | H 1 8 年 4 月 2 日 ～ H 1 9 年 4 月 1 日 | 2 3 2 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |
| H 2 5 年 度 | H 1 9 年 4 月 2 日 ～ H 2 0 年 4 月 1 日 | 6 3 0 | 全てのサービス | 指定の有効期間満了の日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前まで |

介護サービス事業者の指定更新受付時系列表（その２）

| 更新対象の指定日 | 更新対象 事業所数 | 更新対象サービス | 更新申請書受付期間 | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|-----------------------------------|-----------|-----|-----|-----|----|----|-------|----|-----|-----|----|--|
| | | | H19年度 | | | | | | H20年度 | | | | | |
| | | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | |
| H11年度全て | 474 | 訪問サービス 通所サービス | ←→ | | | | | | | | | | | |
| H12年4月1日 | 101 | | | | | | | | | | | | | |
| H13年4月1日 | 7 | 短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 施設サービス | | ←→ | | | | | | | | | | |
| H14年4月1日 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 584 | 福祉用具貸与 居宅介護支援 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| H12年4月2日 ～H13年3月31日 | 53 | 全てのサービス | | | | | ←→ | | | | () | | | |
| H13年4月2日 ～H14年3月31日 | 60 | | | | | | ←→ | | | | () | | | |
| H14年4月2日 ～H15年4月1日 | 72 | | | | | | ←→ | | | | | () | | |
| 計 | 185 | | | | | | ←→ | | | | | | ←→ | |

注：平成20年4月中に指定有効期間満了に係る受付期間は、平成20年1月～2月。その他順次繰り延べ。